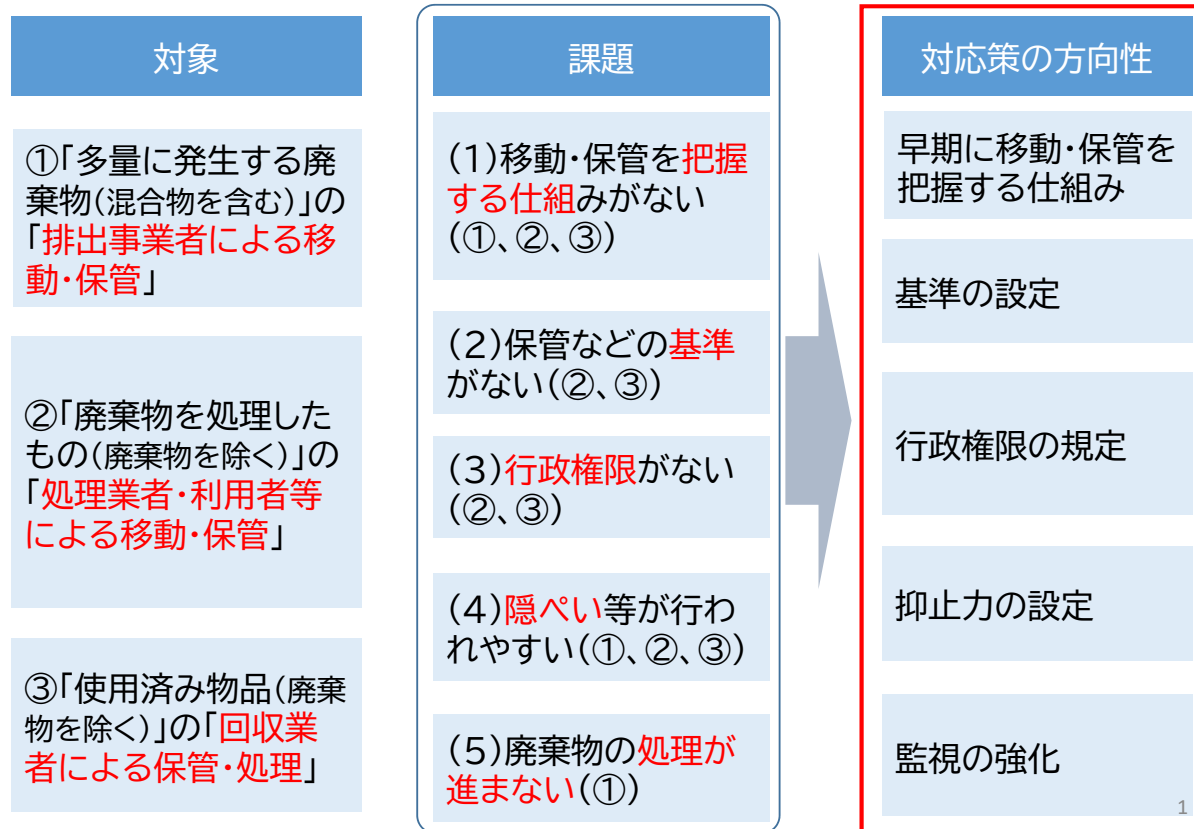


## 前回検討会までのまとめ①(廃棄物関係)



## 前回検討会までのまとめ②(廃棄物関係)

	①多量に発生する廃棄物の排出事業者による移動・保管		②廃棄物を処理したもの(廃棄物を除く)の処理業者・利用者等による移動・保管	③使用済み物品(廃棄物を除く)の回収業者による保管・処理	
	建設廃棄物	建設廃棄物以外		有害使用済み機器	有害使用済み機器以外
保管場所の把握	○	×	×	○	×
保管等の基準	○	○	×	○	×
行政権限	○	○	×	○	×

## 前回いただいた委員からの主なご意見(廃棄物関係)

### (既存の仕組みの活用)

- 1 問題となる「廃棄物を処理したもの」について、他県の運用を参考に、廃棄物処理法の規制を適用できないか検討
- 2 生活環境保全の観点から、公害防止関係法令での対応を検討

### (新たなルールの作成)

- 3 有価物であっても、生活環境保全上の支障が生ずるものについては、他県の例も参考に、ルールの作成を検討
- 4 早期に移動を把握することが必要
- 5 悪質な事業者への対応が、適正な事業者に過度な負担とならないよう、バランスを取ることが必要

3

## 前回いただいた委員からの主なご意見(廃棄物関係)

### (関係機関等との連携)

- 6 規制等の仕組みから、対象を抜け落とさないための関係機関等との連携
- 7 関係機関等と連携して、住民等が、不要となった物を違法業者に引き渡さないための知識を普及

### (規制以外の対応)

- 8 処理後物の活用が進まない廃棄物への対応

いただいた意見を踏まえ、既存法令や他自治体の取り扱い、規制の状況を調査し、とりまとめ

4

# 産業廃棄物を「処理したもの(処理後物)」の取扱い

## 処理後に有価物となる廃棄物を有価物と判断する時点について

都道府県を対象にアンケートを実施

対象物: 廃プラスチック類、がれき類、木くず、堆肥原料、ガラス・コンクリート・陶磁器くず

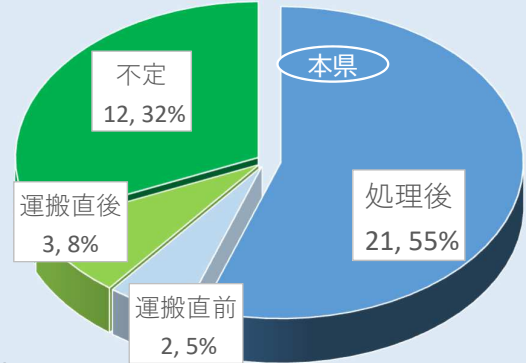
回答状況 (例: 廃プラ類処理後物※)

○実施時期 R4.9~10

○内容

許可業者が中間処理した処理後物について、次のどの段階から有価物として扱っているか。

- ・処理後 : 中間処理が終わった段階
- ・運搬直前: 利用者に引き渡すための運搬直前
- ・運搬直後: 利用者の事業場等に到着した段階
- ・不定 : 個別の状況により判断



※廃プラスチック類以外の対象について、処理後と回答した割合  
がれき類58%、木くず54%、堆肥原料49%、ガラ・コン・陶49%

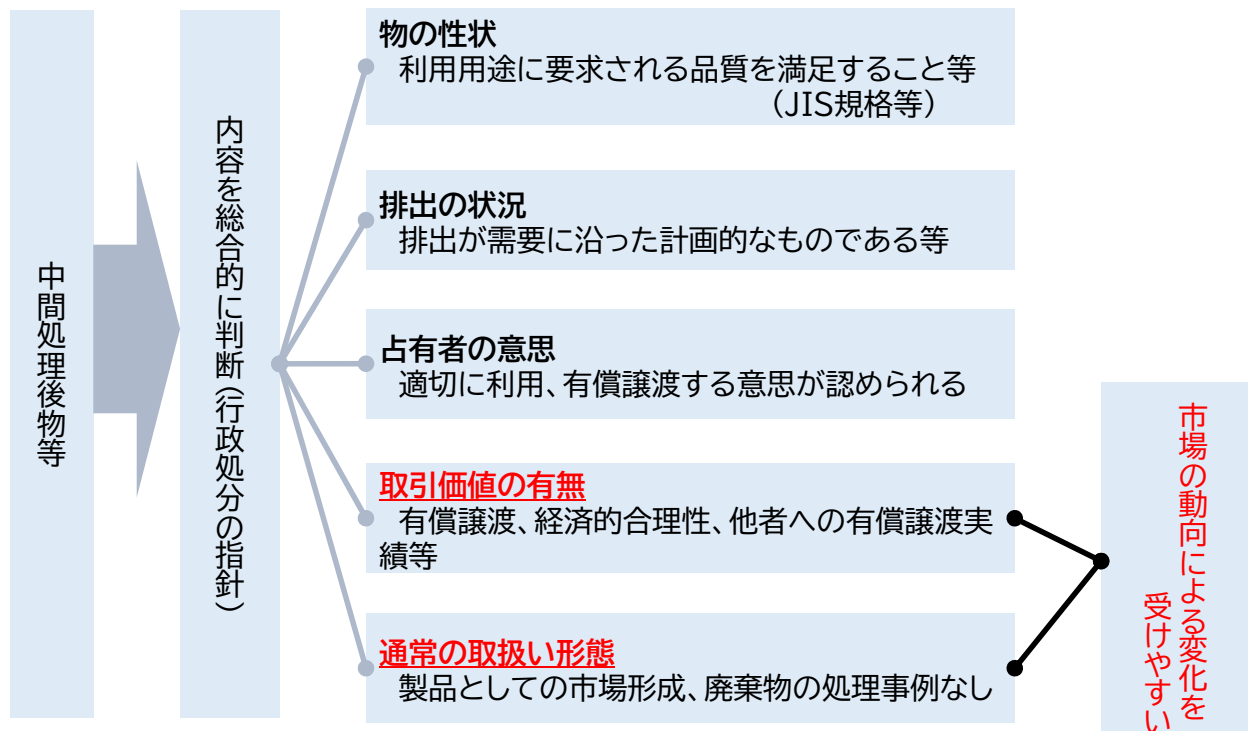
〈凡例〉自治体数(計38)・割合

### (本県の考え方)

立入検査や帳簿等により、処理後物が利用者に有償で引き渡されていると確認できた場合には、中間処理が終わった時点で有価物と判断

5

## 廃棄物該当性の判断(環境省通知: 行政処分の指針)



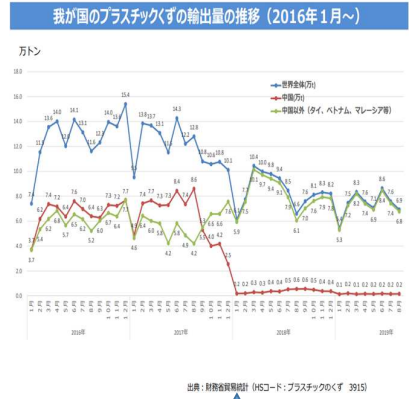
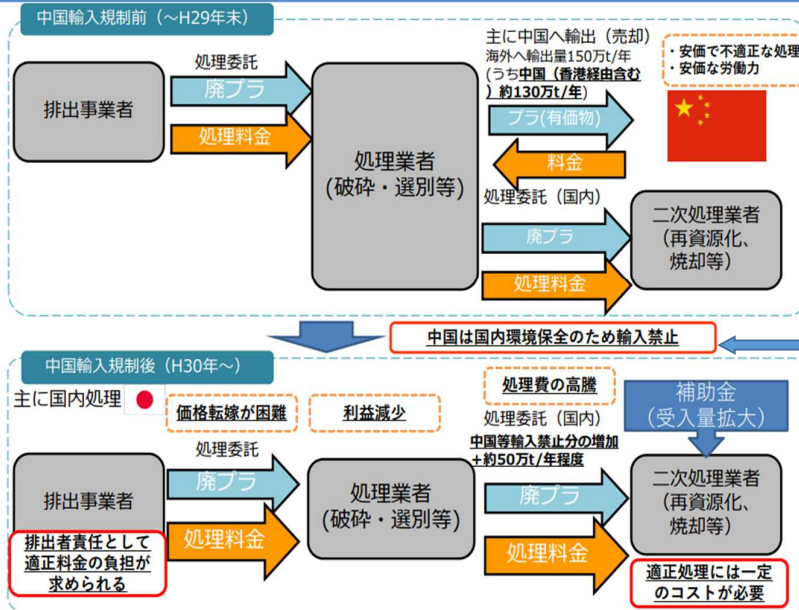
基準値などによる一律な判断はできず、  
5つの要素から総合的に判断

6

# 廃棄物該当性の判断(市場動向①)

## 廃プラスチック類の取り扱い状況

### 廃プラスチック類の処理の主な流れの変化

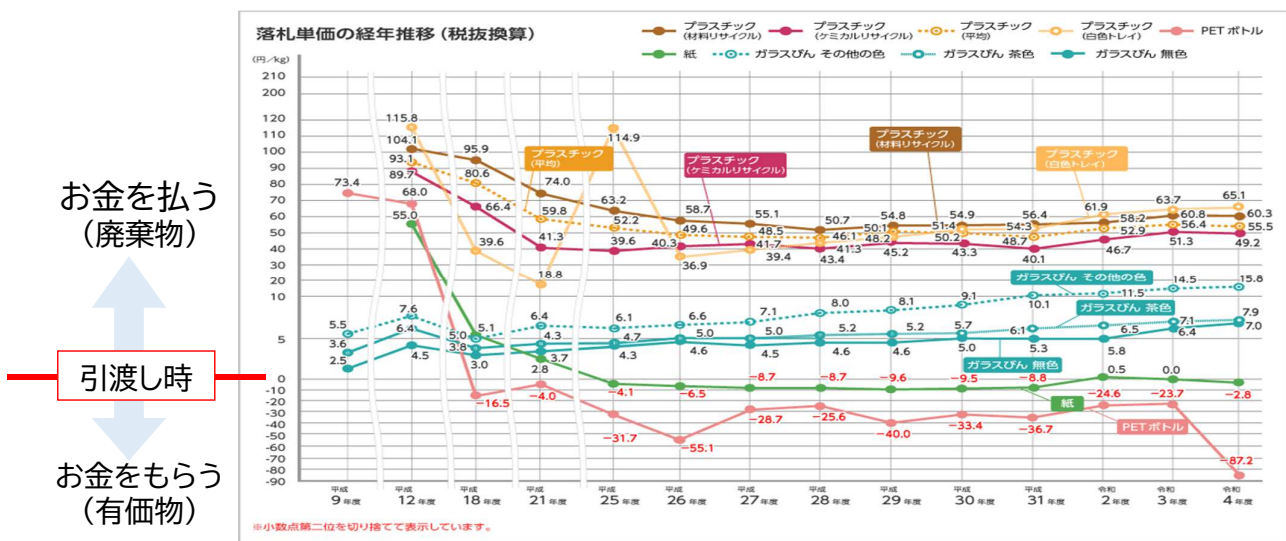


環境省 廃プラスチックの適正処理に関する資料

輸入規制前は、有価物として取り扱われていた廃プラスチック類が、輸入規制後は、廃棄物として取り扱われることになった

# 廃棄物該当性の判断(市場動向②)

## 容器包装リサイクル品の再商品化単価の推移(再商品化事業者に引き渡すときの価格)



(公財) 日本容器包装リサイクル協会HPより

PETボトル(凡例:ピンク)については、平成9年には費用を支払って処理していた(廃棄物)が、令和4年には買い取られている(有価物になっている)。

## 生活環境保全の観点からの公害関係法令での規制(1)

生活環境への 主な影響	対応する 環境法令	対応 可否	理由
水質の汚濁	水質汚濁防止法	×	・汚水を排出する施設を規制 ・保管場所は対象外
悪臭	悪臭防止法	○	・規制区域内の事業場の悪臭を規制
騒音	騒音規制法	×	・著しい騒音を発生する施設を規制 ・保管場所は対象外

- ・既存の公害関係法令では、不適切な廃棄物等の保管により発生した汚水や騒音には対応できない。
- ・悪臭については、事後対応可能。

9

## 生活環境保全の観点からの公害関係法令での規制(2) (水質汚濁防止法)

### ○目的

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

### ○規制の仕組み

汚水を発生する施設を特定施設として規定し、設置前の届出を義務づけるとともに、設置された事業場からの排水について、基準を適用。

基準に適合しないおそれがある場合には処理方法の改善や、排水一時停止を命令することができる。

### ○水質汚濁に係る特定施設の例

- ・厨房・洗濯・入浴施設(旅館業)
- ・電気めっき施設、酸アルカリの表面処理施設(化学工場等)
- ・下水道終末処理施設 等

### ○排水基準項目の例

- ・生活環境項目:水素イオン濃度、BOD、浮遊物質など(水の汚れ、濁り)
- ・健康項目 :ヒ素、カドミウム、鉛など(有害物質に関する項目)

10

## 生活環境保全の観点からの公害関係法令での規制(3) (悪臭防止法)

### ○目的

この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

### ○規制の仕組み

知事又は市長は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める地域を規制地域に指定。

また、規制地域内の工場・事業場の敷地境界や気体排出口、排水水について、規制基準を定める。

市町村長は、事業場において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告・改善命令を行うことができる。

### ○規制区域の区分と規制基準

区分※	A地域	B地域	C地域
規制基準(臭気指数※※)	13	15	17

※ A地域:住居地域など  
B地域:準工業地域、商業地域など  
C地域:工業地域など

※※臭気指数:人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもの

11

## 生活環境保全の観点からの公害関係法令での規制(4) (騒音規制法)

### ○目的

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

### ○規制の仕組み(工場・事業場の場合)

著しい騒音を発生する施設を特定施設として規定。

知事又は市長が指定する規制地域内での特定施設設置届出を義務付けるとともに、敷地境界の騒音について規制基準を適用。

市町村長が特定施設の設置等に関し、必要に応じて改善勧告等を行う。

### ○騒音に係る特定施設の例

- ・金属加工機械(機械プレス)
- ・空気圧縮機及び送風機(コンプレッサー)
- ・土石用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 など

### ○規制区域の区分と規制基準

区分※	昼間	朝・夕	夜間	(単位:デシベル)
第1種区域	50	45	40	
第2種区域	55	50	45	
第3種区域	65	60	50	
第4種区域	70	65	60	

※ 第1種区域:特に静穏の保持を必要とする区域  
第2種区域:静穏の保持を必要とする区域  
第3種区域:騒音の発生を防止する区域  
第4種区域:著しい騒音の発生を防止する区域

12

# 新たなルールの検討

	①多量に発生する廃棄物の排出事業者による移動・保管		②廃棄物を処理したもの(廃棄物を除く)の処理業者・利用者等による移動・保管	③使用済み物品(廃棄物を除く)の回収業者による保管・処理	
	建設廃棄物	建設廃棄物以外		有害使用済み機器	有害使用済み機器以外
保管場所の把握	届出	×	×	届出	×
保管等の基準	○	○	×	○	×
行政権限	○	○	×	○	×

↑ 廃棄物処理法の規制(1)
↓ 廃棄物処理法での規制がない部分 (新たなルールが必要)
↑ 廃棄物処理法の規制(2)

13

## 廃棄物処理法の規制(1)

### 多量に発生する廃棄物の事業場外での保管

#### 保管場所の把握 (届出)

- 建設廃棄物を保管する事業者 (保管場所の面積が300m<sup>2</sup>以上)

#### 保管等の基準

- 保管量、保管する高さ、周囲に囲い
- 飛散流出等を防止するための措置等

#### 行政権限

- 報告徴収、立入検査
  - 改善命令、措置命令
- ▶ 違反は罰則の対象

14

## 廃棄物処理法の規制(2)

### 使用済み物品(有害使用済み機器)の保管又は処理

#### 保管場所の把握 (届出)

- ・ 使用済み機器の保管等を業として行う者  
(事業場の面積が100m<sup>2</sup>未満を除く)

#### 保管等の基準

- ・ 囲いの設置、保管高さ
- ・ 火災、延焼防止
- ・ 飛散、流出等に関する必要な措置等

#### 行政権限

- ・ 報告徴収、立入検査
- ・ 改善命令、措置命令



違反は罰則  
の対象

15

## 移動・保管を把握する仕組み

他自治体の規制例

### ①多量に発生する廃棄物の排出事業者による自らの廃棄物の移動・ 保管に係る規制

規制例 その1 「事前届出により把握する仕組み」(自治体数 13)

○事業者が、事業活動に伴い生じた産業廃棄物をその発生場所以外の場所において、自ら保管しようとするときは、事前に届け出なければならない。

- ・ 届出対象物 : 産業廃棄物(廃棄物処理法第2条第4項に規定するもの、建設廃棄物を除く)
- ・ 対象規模 : 保管面積300m<sup>2</sup>以上(法と同規模)  
⇒100m<sup>2</sup>以上、200m<sup>2</sup>以上とする自治体、また、面積要件を定めず  
全ての保管場所を対象とする自治体もある

※発生場所も含めて、届出対象としている自治体もある

16



## 移動・保管を把握する仕組み

他自治体の規制例

### ①多量に発生する廃棄物の排出事業者による自らの廃棄物の移動・保管に係る規制

#### 規制例 その2「自らの廃棄物の移動・保管を把握する仕組み」

##### その2-1「保管量の把握、帳簿の備え付け」(自治体数6)

○事業者が、事業活動に伴い生じた産業廃棄物を屋外において保管する場合は、あらかじめ、保管しようとする土地における産業廃棄物の最大保管量の見込みを把握し、記録しておかなければならない。 ※規定量以上の場合は、帳簿に記載し、保存する。

- ・把握対象物 : 産業廃棄物
- ・帳簿記載対象物、規模: ◆廃油等→ 1t、10m<sup>3</sup> ◆廃タイヤ→100本  
◆上記以外の産業廃棄物→10t、30m<sup>3</sup>以上

##### その2-2「自社処理票の作成・保存」(自治体数6)

○産業廃棄物を排出する事業者は、発生した場所以外の場所に自ら産業廃棄物を運搬し、処分する場合は、処理票を作成し、排出から最終処分までの行程を明確にしなければならない。

※運搬・処分が終了した際に、自社処理票を作成者に回付させる自治体もある。

◎自社処理票により、処理行程を明確にさせることで、立入検査や報告を求めた際に、事業場外への移動を把握できる。

17

## 移動・保管を把握する仕組み

他自治体の規制例

### ②廃棄物を処理したもの(廃棄物を除く)の処理業者や利用者等による移動・保管に係る規制

#### 規制例 「事前届出により把握する仕組み」(自治体数1)

○一定規模以上の再生土の埋め立て、盛土、堆積を行おうとする者は、あらかじめ、図面を添付して、氏名又は名称及び住所等の事項を知事に届け出なければならない。

- ・届出対象物 : 再生土(燃え殻、無機性汚泥、がれき類等の処理後物)
- ・対象規模 : 再生土の埋め立て、盛土、堆積に供する区域面積500m<sup>2</sup>以上

(国又は地方公共団体が発注する工事に係る埋め立て等を除く。)

③使用済み物品(廃棄物を除く)の回収業者による保管・処理に係る規制

規制例 その1 「事前届出により把握する仕組み」(自治体数4)

○多量保管(特定物の一定規模以上の保管)をしようとする者は、あらかじめ届け出なければならない。

- ・届出対象物 : 特定物(廃棄物以外)
  - i. 使用済自動車(運行の用に供する事を終了したもの)
  - ii. 使用済みの自動車用タイヤ
  - iii. 使用済特定家庭用機器(本来の用途に供する事を終了したもの)
- ・対象規模 : 保管面積100m<sup>2</sup>以上の保管 又は、
  - i については、20台以上、ii については100本以上、
  - iii については、100台以上の保管
 ⇒面積のみを規模対象とする自治体、また、数量のみを規模対象とする自治体もある  
 ※保管場所の屋内外を問わない自治体もある

19

③使用済み物品(廃棄物を除く)の回収業者による保管・処理に係る規制

規制例 その2 「搬入搬出管理簿により把握する仕組み」(自治体数2)

○保管の事前届出の届出者は、届出に係る土地ごとに、搬入搬出管理簿を作成し、保管物の搬入及び搬出の状況を記録し、5年間これを保存しなければならない。

- ・記載事項 : 搬入、搬出を行った日  
保管物の種類ごとの搬入量、搬出量及び保管量  
搬出先の事業者等の名称
- ・管理簿の保存: 1事業年度ごとに閉鎖し、翌事業年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

## 保管基準の設定

他自治体の規制例

### ①多量に発生する廃棄物の排出事業者による自らの廃棄物の移動・保管に係る規制

#### 規制例 「自治体独自の保管基準を設定」(自治体数1)

○排出事業者、産業廃棄物処理業者等は、産業廃棄物の処理等を行うときは、規則で定める産業廃棄物の処理等に関する基準に従わなければならない。また、木くずのうち建設業に係るもの(廃棄物)を保管する者は、規定の期間を超えて保管してはならない。

- ・対象物 : 木くず(建設業に係る廃棄物)
- ・保管期限 : 90日以内
- ・保管基準 : ◆地盤面を掘り下げ、又は地中にある空間を利用して産業廃棄物を保管する場合
  - ⇒ i 底面及び側面を不浸透性の材料で覆う
  - ii 保管場所に雨水等が入らないようにするための設備を設ける(屋根、覆い等)
- ◆火災発生防止のための必要な措置、消火設備を備える(消火器等)

※事業場外保管については、廃棄物処理法上の保管の基準が適用される。

21

## 保管基準の設定

他自治体の規制例

### ②廃棄物を処理したもの(廃棄物を除く)の処理業者や利用者等による移動・保管に係る規制

#### 規制例 「処理後物に廃棄物処理法と類似の保管基準を設定」

(自治体数4)

○屋外において、一定規模以上の特定物(木くずチップ)を保管しようとする者は、規則で定める保管基準に従わなければならない。

- ・対象物 : 木くずチップ(事業活動に伴って生じた木くずを破砕したもので廃棄物以外のもの)
- ・規模要件 : 100m<sup>2</sup>以上、又は20t以上
- ・保管基準 : ◆廃棄物処理法上の保管基準に類似の基準
  - ⇒ i 周囲に囲い、掲示板の設置
  - ii 特定物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散の防止措置
    - ・排水溝その他の設備、底面を不浸透性の材料で覆う
    - ・規定の保管の高さを超えないこと(容器を用いない場合)
  - iii ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止

・木くずチップに保管基準を設定する他、一部の木くずチップ(廃棄物が混入、又は付着しているものなど)の使用を禁止し、また、一部の用途(防草用等)において、使用基準を定めている自治体もある。

22

### ③使用済み物品(廃棄物を除く)の回収業者による保管・処理に係る規制

規制例 「使用済み物品に廃棄物処理法と類似の保管基準や自治体独自の保管基準を設定」(自治体数7)

○特定物の保管をする者は、規則で定める特定物の保管基準に従い保管しなければならない。

- ・対象物 : 特定物(廃棄物以外) ※規模要件あり
  - ・使用済自動車(運行の用に供する事を終了したもの)
  - ・使用済みの自動車用タイヤ
  - ・使用済特定家庭用機器(本来の用途に供する事を終了したもの)
- ・保管場所 : 屋外 ※屋内外を問わない自治体もある
- ・保管基準 : ◆廃棄物処理法上の有害使用済機器に関する保管基準に類似の基準
  - ◆破片が飛散するおそれがある場合は、シート掛けを行う
  - ◆積み重ねて保管する場合
    - i 崩落防止措置、ii 特定物を分別して保管
    - iii 保管高(積み重ねの高さ、台数)

・保管基準が適用される対象物を、使用済タイヤや家庭用機器等に限定せず、広く使用済み物品(品目の例示あり)としている自治体もある。

23

### ①～③共通

例 その1 「搬入一時停止、改善の求め」(自治体数7)

○保管場所への搬入が継続することにより、適正な処理の確保が困難と認められる時に、30日以内の期間を限定して、搬入の停止を求める。

※停止期間を、立入検査の結果などが明らかになるまでとしている自治体がある。

○不適正な保管に対して、改善を求める。

例 その2 「報告徴収、立入検査」(自治体数19)

○事業者に必要な報告を求めることや、事業場への立入、書類等の検査を行うことができる。

例 その3 「違反状況等の公表」(自治体数9)

○事業者が法律や条例に基づき命令を発出した場合や、命令に違反した場合、告発した場合に、氏名や違反状況などを公表する。

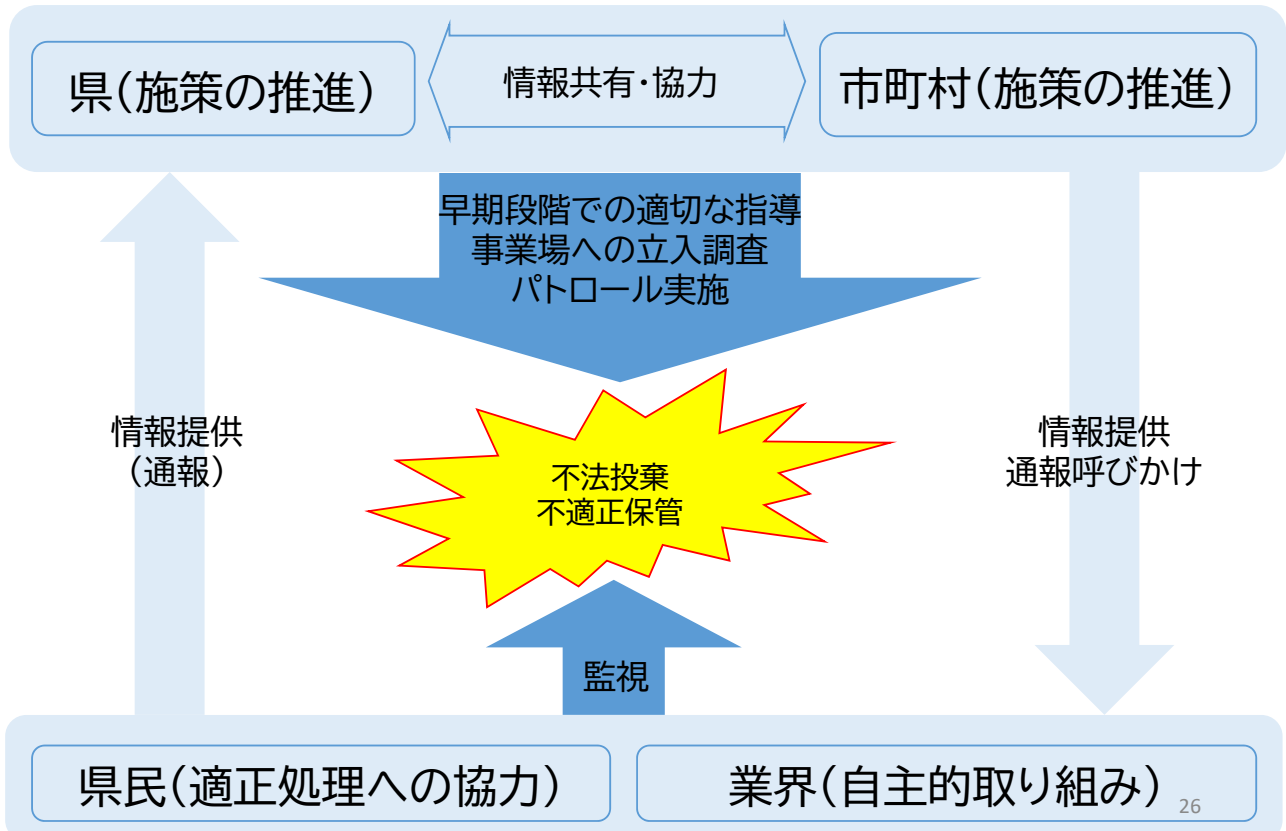
※勧告に従わない場合に、公表している自治体もある。

## 新たなルール(他自治体の規制状況のまとめ)

	①多量に発生する廃棄物の排出事業者による移動・保管 (建設廃棄物以外)	②廃棄物を処理したもの(廃棄物を除く)の処理業者・利用者等による移動・保管	③使用済み物品(廃棄物を除く)の回収業者による保管・処理
保管場所の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前届出</li> <li>・帳簿の備え付け等</li> <li>・自社処理票の作成等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前届出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前届出</li> <li>・搬入出管理簿の作成</li> </ul>
保管等の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体独自の基準を設定(廃棄物処理法の基準は適用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法と類似の基準を設定</li> <li>・自治体独自の基準を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法と類似の基準を設定</li> </ul>
行政権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入一時停止、改善の求め</li> <li>・報告、立入検査</li> <li>・違反状況等の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入一時停止、改善の求め</li> <li>・報告、立入検査</li> <li>・違反状況等の公表</li> </ul>	

25

## 制度の効果的な運用のための関係機関との連携



26

## 関係機関と連携した取り組み

### 市町村との連携

#### 廃棄物対策連絡協議会

- ・県及び市町村が一体となって広域的な監視指導のため設置(県内4箇所)
- ・監視パトロール、住民等への普及啓発、不法投棄物の撤去などを実施

#### 市町村研究会

- ・ごみ処理有料化に関する研究
- ・市町村が実施しているごみ減量・リサイクルに関する取り組みの情報共有

#### 不法投棄未然防止事業

- ・市町村が実施する不法投棄防止柵等の設置に対する補助

### 警察・近隣都県等との連携

- ・合同路上調査や一斉パトロール、スカイパトロールなどの実施

27

## 関係機関と連携した取り組み

### 県民等との連携

#### 不法投棄監視協力員

- ・県民を不法投棄監視協力員として登録(815名:R4.1現在)
- ・日常生活の中で、不審車両や不法投棄の現場を発見した場合などに通報

#### 事業者団体との協定

- ・県内各地で広範囲に事業活動を行っている事業者団体等と協定締結
- ・事業活動の中で発見した不法投棄などに関する情報提供

#### 富士山クリーンアップ事業

- ・行政、業界団体等と協働して産業廃棄物の撤去活動を実施するNPOに対して、撤去した産業廃棄物の処理に要する費用を助成

28

## 住民理解に向けた普及啓発(1)

### 啓発事業

#### 住民への啓発チラシの配布



#### 環境学習会の実施



#### 不法投棄防止キャンペーン



29

## 住民理解に向けた普及啓発(2)

### 啓発事業

#### 環境美化啓発ツアー (海岸清掃)



#### 漂着物の トランク・ミュージアム® 山梨県版の展示・貸出

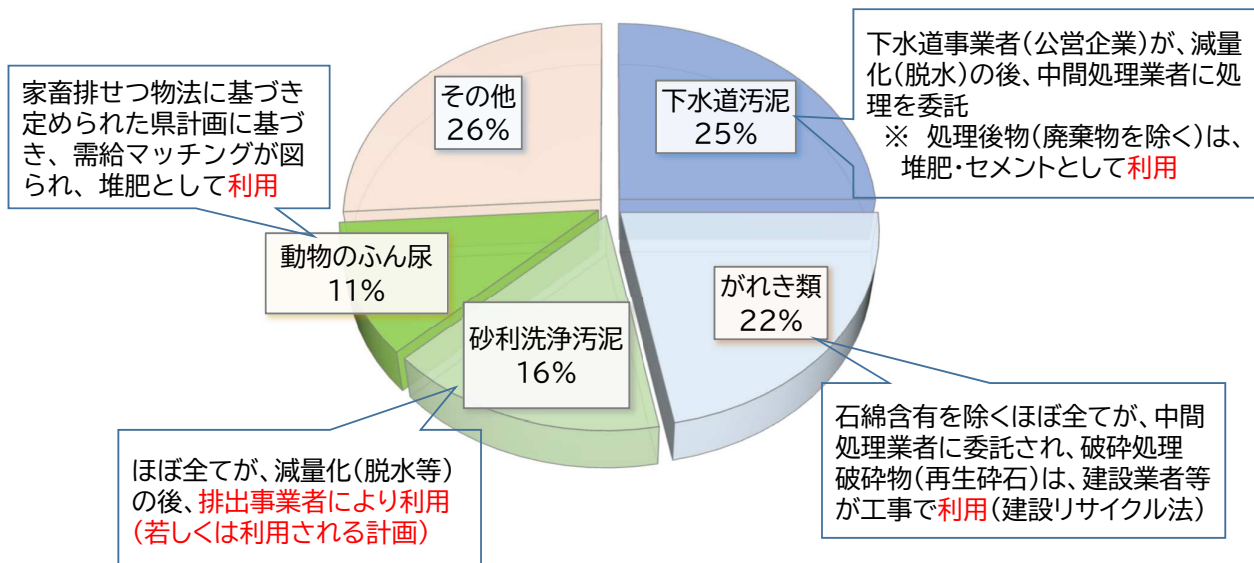


30

# 廃棄物の処理後物の利用等(1)

R元年度.山梨県産業廃棄物実態調査より

本県における産業廃棄物の発生状況



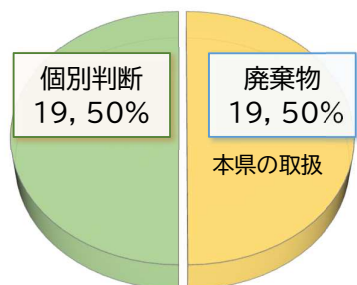
31

# 廃棄物の処理後物の利用等(2)

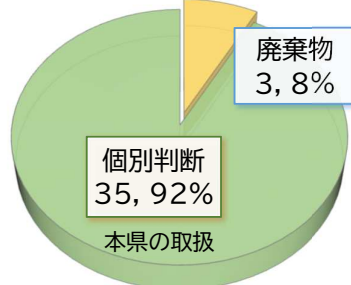
砂利洗浄汚泥処理後物の廃棄物該当性判断

都道府県アンケートより  
(R4.9.山梨県実施(回答率81%))

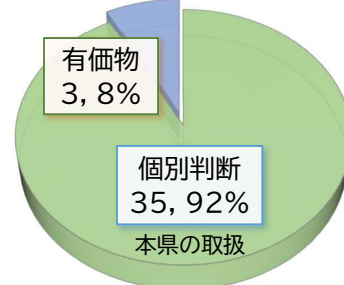
乾燥・脱水  
(天日乾燥・フィルタープレス)



安定処理  
(石灰・固化剤との混和)



高度安定処理  
(焼成・造粒固化)



<凡例>  
自治体数(計38)・割合

簡易な処理

高度な処理

- ・簡易な処理では、直ちに廃棄物と判断する自治体が多い。
- ・高度な処理であっても、直ちに有価物と判断する自治体は少なく、個別に判断する自治体が多い。

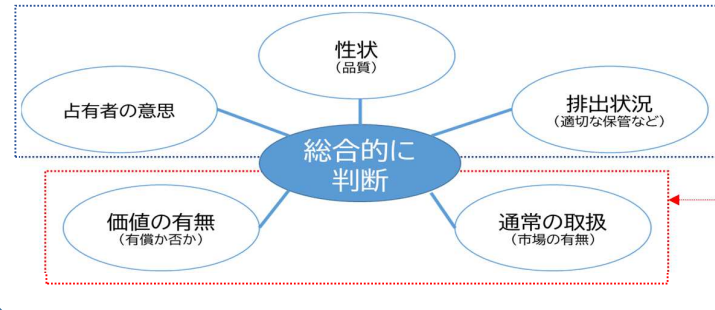
32



## 廃棄物の処理後物の利用等(3)

### 個別判断に基づく砂利洗浄汚泥処理後物の利用

個別判断は、事例ごとに5つの要素に照らして総合的に廃棄物該当性を判断



「産業廃棄物」として扱わない場合

市場性がなく有価物になりにくい

しかし、市場性がなくても

求められる品質を満足し、**確実に利用**される場合には、「産業廃棄物」として扱わない

砂利洗浄汚泥処理後物の有効利用例

自社採石場の埋め戻し材  
植生基盤材の基材  
レンガの材料 など

### 排出事業者責任に基づく産業廃棄物の適正処理

- ◆ 廃棄物処理法第3条(事業者の責務)  
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

33

## 廃棄物の処理後物の利用等(4)

### 排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理に向けた施策

#### 山梨県産業廃棄物再生技術アドバイザー事業

県内で発生する産業廃棄物の再生利用について、県内の産業廃棄物排出事業者や処理業者による再生技術や再生品の開発の取り組みを募集し、有識者による助言・評価等の支援を実施

<主な実績>

- リサイクル改良土  
砂利洗浄汚泥に生石灰を混合。転圧して施工し、防草材として活用
- のり面緑化用植生基材  
無機汚泥に添加剤、団粒剤水溶液を混合して、のり面に吹付け植生基盤とする技術



#### 砂利洗浄汚泥処理後物の自社採石場における利用基準等の明確化

- 平成21年度から事業者講習会等の機会を利用し、「**砂利採取業等から発生する砂利洗浄汚泥の取扱いについて**」により自ら利用の方法を説明

(内容)

- ・建設汚泥処理物に準じた取扱い
- ・砂利洗浄汚泥処理物の廃棄物該当性判断要素の明示  
(市場形成等判断要素の一部を緩和)
- ・自ら利用の計画書記載項目の明示

34

## ご意見を伺いたい点

1. 他自治体の状況を踏まえ、本県で具体化すべき対応策について
2. 対応策を実行するに当たって留意すべき事項について

### <事務連絡>

第6回検討会議を令和5年2月に開催する予定です。  
議題は、土砂及び廃棄物等についてのまとめとなります。  
(これまで検討いただきました事項について総括的な議論をいただく予定です。)